

令和3年6月29日 開催

令和3年6月

奈半利町農業委員会総会議事録

令和3年6月29日

奈半利町農業委員会

○ 令和3年6月奈半利町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月29日 午後1時30分
2. 開催場所 奈半利町役場2階第3会議室
3. 出席委員 ( 11名) 出席推進委員 ( 2名)
4. 欠席委員 ( 2名) 欠席推進委員 ( 名)
5. 事務局職員 ( 1名)

出席者

農業委員

○	1番	増岡正文	×	2番	岸上重雄	○	3番	竹崎 稔	○	4番	津田修行
○	5番	坂本年男	○	6番	安岡初恵	◎	7番	大寺秀人	◎	8番	和田守男
○	9番	林田耕一	○	10番	近森 茂	○	11番	山本克彦	○	12番	安岡敏伸

推進委員

○	1番	田中耕辞	○	2番	栢山雄一						
---	----	------	---	----	------	--	--	--	--	--	--

事務局

×	東野浩好	○	有光健太							
---	------	---	------	--	--	--	--	--	--	--

出席 ○ 欠席 × 署名委員 ◎

6. 議事日程

○ 議案

- 第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用  
集積計画の決定について 3件 (3筆)
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- 第3号議案 非農地証明願について 1件

○ その他

7. 会議の概要 会議の概要について次のとおり

◇ 開 会 午後1時30分

○ 議 長

皆さんこんにちは、6月の総会を開催します。

出席委員は委員12名中11名の出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

本日、農業委員番委員より欠席の報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番 大寺委員と 8番 津田委員にお願い致します。

本日の案件は、第1号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」が3件、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が2件、第3号議案「非農地証明願について」となっております。それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。。

○ 事務局

それでは、議案第1号について説明いたします。1ページをお願いします。

奈半利町長より令和3年6月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定が3件で5筆、利用権の更新が1件で1筆、合計面積は、3,201㎡です。

1ページから2ページにとりまとめ表を載せております。

農地につきましては、位置図と切図を3ページから10ページに添付しております。順番に説明します。

番号1番、貸付人「     」さん、借受人「     」さんによる利用権設定の更新です。  
申請地は1筆で、字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「697 m<sup>2</sup>」です。

契約内容は賃貸借で、栽培作物はイモ類、契約期間は3年です。

続きまして番号2番、貸付人「     」さん、借受人「     」さんによる新規の利用権設定です。申請地は1筆で、字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「945 m<sup>2</sup>」です。

契約内容は賃貸借で、栽培作物は野菜類、契約期間は5年です。

続きまして番号3番、貸付人「     」さん、借受人「     」さんによる新規の利用権設定です。申請地は1筆で、字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「492 m<sup>2</sup>」です。

契約内容は使用賃貸借で、栽培作物は野菜類、契約期間は5年です。

続きまして番号4番、貸付人「     」さん、借受人「     」さんによる新規の利用権設定です。申請地は3筆で、1筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「973 m<sup>2</sup>のうち596 m<sup>2</sup>」、2筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「362 m<sup>2</sup>」、3筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「109 m<sup>2</sup>」です。  
契約内容は賃貸借で、栽培作物は水稻、イモ類、契約期間は5年です。

以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。宜しく申し上げます。

## ○ 議 長

ただいま事務局から説明のあった農用地利用集積計画の決定について、承認を受けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第2号の説明をお願いします。

○ 事務局

それでは、議案第2号について説明いたします。資料の12ページをお願いします。

「農地法第3条許可申請」が2件で10筆申請されております。13、14ページに調査書を、15～20ページには申請農地の位置図と切図を添付しております。

順番に説明します。

番号1番、譲渡人「     」さん、譲受人「     」さんの、贈与による所有権移転です。申請地は9筆で、1筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「875㎡」、2筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「826㎡」、3筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「705㎡」、4筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「698㎡」、5筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「623㎡」、6筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「812㎡」、7筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「729㎡」、8筆目は字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「506㎡」、9筆目は字「     」、地番「     」、地目「畑」、面積「365㎡」です。

譲受人である「     」さんは下限面積の30aの要件を満たしており、三年三作の計画も立てております。農用地について、現況と変わらない耕作を続けるので、周囲に影響はないと考えます。

続きまして番号2番、譲渡人「     」さん、譲受人「     」さんの、売買による所有権移転です。申請地は1筆で、字「     」、地番「     」、地目「田」、面積「1,898㎡」です。

譲受人である「     」さんは下限面積の30aの要件を満たしており、三年三作の計画も立てております。農用地について、現況と変わらない耕作を続けるので、周囲に影響はないと考えます。

以上説明を行いました申請は、調査書から農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○ 議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問等はございませんか。

それでは、許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○ 議 長

挙手多数でございますので、承認と決定いたします。

続きまして、事務局より議案第3号の説明をお願いします。

○ 事務局

議案第3号について説明します。22ページをお願いします。

「非農地証明願」が1件申請されております。

位置図及び切図、現況写真を23～25ページに添付しています。

申請人は「」さんです。

申請地は字「」、地番「」、地目「田」、面積「607㎡」です。

申請理由と致しまして、平成元年頃から既に不耕作地であり、それ以降は近隣の人が駐車場として利用しているため、耕作が出来る状態ではなく、今回非農地証明をもらいたい、との事です。

○ 議 長

議案第3号の「非農地証明願」の案件を承認するに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○ 議 長

挙手多数でございますので、承認と決定します。

その他の案件で何かございませんでしょうか。

ないようでしたら今月の定例会を終わります。

お疲れ様でした。

◇ 閉 会 午後2時15分